

〈論説〉

エスニック・マイノリティと民族自治制度

——バングラデシュのチッタゴン丘陵とインドのミゾラム州の
民族自治制度を例として——

下澤 嶽

I アジアのナショナリズムとエスニック・マイノリティ

1. アジアのナショナリズムとエスニック・マイノリティ

第二次大戦後、アジア地域では植民地支配からの脱却とナショナリズムに基づく独立運動の波が始まった。民族という想像の共同体と自決権をいち早く確立しようと、近代国民国家づくりが急速に広がっていった。ただし、民族アイデンティティ形成のプロセスは、エスニック・マジョリティが中核で、周辺のエスニック・グループを同化、均一化する動きが強かった。これに抵抗するエスニック・マイノリティが多数現れ、多くの紛争や、人権侵害の火種になってきた。いまだにこうした問題を解決できずに、国内の民族差別や抑圧を続けている国は今も多い。というか、これがアジアの国々の常態とっていいかもしれない。

この論文で取り上げる北東インドやバングラデシュ、ミャンマーもその典型的な場所である。例えば、北東インドでは、ナガランド州のように長く独立のために抵抗した地域もあれば、アッサム州では2019年に190万人の人々が違法移民と決めつけられ、無国籍の状態に置かれている地域もある。バングラデシュのチッタゴン丘陵⁽¹⁾では、1975年～1992年まで紛争が続いたのち、1997年に和平協定が結ばれたものの、国軍の駐屯は続い

(1) 英語では Chittagong Hill Tracts と表記され、「チッタゴン丘陵地帯」と訳すことが一般だが、この論文では「丘陵」自体が「地帯」という語感を持っているため、「チッタゴン丘陵」と簡潔に表記する。

ており、和平協定の実施も十分でなく、モンゴロイド系住民のジュマ⁽²⁾の政治グループの内紛が続いている。ミャンマーでは135の部族が国民として認知されているが、自治や独立を求めて17の武装勢力が存在しており、現在は国軍のクーデターで国内は混乱状態にある。また、アラカン州にはロヒンギャと呼ばれるアーリア系イスラム教徒がいるが、ミャンマー国軍から迫害を受け、2017年に約100万人の難民がバングラデシュに流れ出している。インド、バングラデシュ、ミャンマーの国境付近では、多数のエスニック・グループが居住・移動しながら生活空間と民族意識を形成しており、いまだに紛争の温床となっている。

2. エスニック・マイノリティの権利保障としての民族自治制度

エスニック・マジョリティが民族意識と国家形成を進める中、エスニック・マイノリティは、こうした支配に抵抗するため、武力抵抗を選択することが常だった。しかし、武力抵抗だけでなく、平和的な解決手段の試みも徐々に生まれていた。

一つ目は、国際条約に関連する会議や国連の人権理事会や先住民族フォーラムなどで人権侵害などの実態を訴え、多国間の監視によってエスニック・マジョリティの暴挙を抑制する方法である。エスニック・マイノリティの権利擁護にかかわる主な条約には「ジュノサイド条約（1948年）」「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（1965年）」「自由権規約（第27条）（1976年）」「原住民及び種族民条約（1989年）」などが挙げられる。条約ではないが、国連の「マイノリティ権利宣言（1992年）」「先住民族の権利に関する国際連合宣言（2007年）」も重要な国際規範のひとつに挙げられる。条約を批准している国々に対して、国際会議の場でエスニック・マイノリティが被害を訴え、人権侵害のモニタリングや勧告を採択することはできるものの、罰則規定や強制力がないため、多くの加害国はこれらの指摘を無視または矮小化し続けてきたことは周知のことである。残念ながら、問題の監視以上の効果を挙げているとはいえない状態

(2) チッタゴン丘陵には11のモンゴロイド系の部族が住み、それぞれ異なった言語と文化を持っている。多くが焼畑農業を営んでおり、ここに住む人々の総称として現地の言葉でジュマ(焼畑農業をする人)と呼ぶことがある。

だ。

もう一つの手段は、民族自治制度の導入である。国の憲法や自治システムに沿いながらも、その地域に居住するエスニック・グループの特性に合わせて自治の一部を担わせる方法である。世界の自治区には、修道士が多く住むギリシャのアトス自治修道士共和国の例、行政中心の複合都市である韓国の世宗特別自治市などの特殊な例もあるが、多くは民族の違いから生まれる独立運動や分離主義の動きをけん制し、マジョリティとマイノリティの政治バランスをとるためのものである。エスニック・マイノリティが住む地域は隣国と接する周辺部に位置することが多いため、隣国との外交問題や紛争に発展しやすく、このような地域の安定は重要な政治課題でもあった。エスニック・マイノリティの独立主義・分離主義を抑える意図で、民族自治制度が世界のあちこちで生み出されていったと言えるだろう。また、バングラデシュ、チッタゴン丘陵のように、長い紛争の末、双方が合意して民族自治制度を創出することもあった。

現在の地球社会ではISやイラク、シリア、アフガニスタンなど、宗教や民族の違いを理由とした紛争が増加し、そのため大量の難民、移民が先進国に詰めかけ、そこでは新たな民族排他主義が台頭している。ヨーロッパ各国でポピュリズム（大衆迎合主義）を標榜する政党に支持が集まり⁽³⁾、移民排除を訴えたアメリカのトランプ前大統領が一部から熱狂的な支持を受けた。こうした現象は、民族主義の末期的症状のように感じるとともに、こうした価値観を克服する政治的手段が求められていると感じる。民族自治区は双方が争いを避け共存するための妥協の産物とは言え、現在も世界で数多く存在しひとつの制度として確立している。民族自治制度がもたらす可能性と課題を整理し、多民族共存の可能性を見出すことに価値はないのだろうか。

残念ながら、こうした民族自治制度と民族共存の意義や課題を取り上げたアジアの研究は中国を除くとまだ少ない。この論文ではインドとバング

(3) ポピュリズムを標榜する右派政党が、フィンランド、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ノルウェー、スイス、ボスニア、ブルガリア、チェコ共和国、ポーランド、セルビア、スロバキアではすでに政権をとっている。イギリス「独立党」、フランスの「国民戦線」、ドイツの「ドイツのための選択」、オーストリアの「自由党」などの活動が活発になっている。

ラデシュに双方に居住するチャクマというモンゴロイド系の民族を例に取り上げて、インドとバングラデシュそれぞれの自治区の制度を比較し、国家と民族自治制度の可能性と課題を整理してみたいと思う。

II インド、バングラデシュ、ミャンマーに住むチャクマの人々の略史

1. チャクマとは

チャクマ (Chakma) とは、バングラデシュのチッタゴン丘陵、インドのトリプラ州、アルナチャル・プラデシュ州、ミゾラム州、そしてミャンマーのラカイン州に住む、モンゴロイド系の人々のことである。それぞれの人口数については不明な点もあるものの、およそ表1の通りで、人口増加も考えるとおよそ60万~70万人と推定される。上座部仏教を信仰し、言語的にはインド・アーリア語系と言われるベンガル語チッタゴン方言を使っている。

表1 チャクマの人口

バングラデシュ、チッタゴン丘陵 ⁽¹⁾	260,474
インド、トリプラ州 ⁽²⁾	61,793
インド、アルナチャル・プラデシュ州 ⁽³⁾	65,000
インド、ミゾラム州 ⁽⁴⁾	96,972
ミャンマー、ラカイン州 ⁽⁵⁾	80,000

⁽¹⁾1991年センサス。それ以後民族ごとの調査がされていない。トンチョンギャはチャクマの支族で、1991年のセンサスの21,057人もこの数字に加えている。⁽²⁾2011年センサスより、⁽³⁾Chakma, S 2007 Chakma, *Cultural Survey of Bangladesh: Indigenous Communities Vol. 5*, 37より、⁽⁴⁾2011年センサスより、⁽⁵⁾チャクマと同族と言われているダイネット (Daingnet) の推定人口 (Wikipedia より)

チャクマの人々がこのようにインド、バングラデシュ、ミャンマーに拡散していった歴史的背景を、簡単に要約したい。

2. ミャンマー、アラカン地域時代から17世紀まで

北東インド、バングラデシュ、ミャンマーは険しいパトカイ山脈とアラ

カン山脈を共有しながら、これらの山脈の頂をなぞるように国境を引いている。ここでは古くからモンゴロイド系の人々が居住する地域で、移動式の焼畑農業が続けられてきた。13世紀頃にはタイ族系のアホム族がパトカイ山脈を越えて、今のインド、アッサム州のブラマプトラ川周辺を支配しアホム国が成立し、1826年にビルマのアッサム侵攻で滅ぼされるまで、この地域一帯に勢力を保っていた。



図1 北東インド、チッタゴン丘陵の地図

今の「アッサム」という言い方はイギリス人がアホムを英語に置き換えたときに変化したものである。

南に位置するアラカン山脈付近では、現在のトリプラ州のあたりを拠点とするトリプラ族と、ミャンマーのラカイン州あたりを拠点とするアラカン族の勢力が活発で、現在のバングラデシュ、チッタゴン丘陵付近はそれぞれの王国が、この地域の支配権をめぐる小競り合いを続けていた。

チャクマの起源については伝承による様々な言説や推測が語られている。例えば、チャクマ社会で古くから伝わっているゲングリ (gengli) という歌い手のパラガン (palagaans) という歌の中に出てくる物語である (Chakma 2007: 38)。ビハール州のチャンパクナガル (Champaknagar) のシャカ族の末裔で、ビジョイギリ (Bijoybiri) という王がアラカンを遠征した際、留守中に弟のサマルギリ (Samargiri) が王位を継いだというニュースを聞き、戻すことを断念してアラカンの女性と結婚し、定住化していったという言い伝えである (Lianchhinga 1996: 5-6; Talukder 2006: 16-17)。その時期を7世紀と推定するものもある (Talukder 2006: 37)。

片方で、アラカン人側の言い伝えによると、チャクマはムガル起源の民族で、ムガル軍がアラカンを侵略し敗北した際に、ムガルの兵隊だったチャクマは捕虜として連れていかれ、その後この土地に住み、地元の女性と結

婚し、Tsak、または Tsek として部族をつくったとしている。チャクマはマルマ族⁽⁴⁾の女性とムガルの兵隊の子孫だという (Lianchhinga 1996: 4)。

チッタゴン港やその後背地であるチッタゴン丘陵の支配権は、6世紀ころからアラカン地域 (現在のラカイン州地域) の王国とトリプラ地域の王国の綱引きの中で、常に揺れ動いていた。チャクマはすぐにチッタゴン丘陵に定住していたのではなく、アラカン地方の北部を拠点として、アラカンの王国と一定の関係を持つ存在だったと推定される。アラカン地方の王国の記述の中には、チャクマを登用し、結婚させるという記述もあれば、力をつけてきたので、討伐するといった記述の双方がみられる (Talukder 2006: 40)。ミャンマー、ラカイン州に住むダインネット (Daingnet) はチャクマと同じ言語と文化を有しており、おそらくこの頃の末裔と思われる。

12世紀頃になると、ダッカを中心としたイスラム教徒のスルターン (大公) の勢力がこの地域にも影響を及ぼすようになる。チャクマはこうしたスルターンともつながり勢力を拡大しようとしている (Government of Bangladesh 1971: 33–34; Talukder 2006: 37)。

例えば1418年には、ベンガル地域の統治者であったスルターン・ファクルディン・ムバラク・シャー (Sultan Fakhruddin Mubarak Shah) はチッタゴンと丘陵地域を一度征服している (Government of Bangladesh 1971: 25)。再度アラカンの王にここを奪還されるなどし、1493年には、ベンガルの統治者だったアラウディン・フサイン・シャー (Alauddin Husain Shah) は、アラカンの王からチッタゴンの領土を一時期取り戻している (Government of Bangladesh 1971: 25)。おそらくダッカを中心としたベンガル地域の統治者たちは、遠隔地であるここの影響力を強めつつも、安定的に統治をするまでにいたっていなかったようである。

3. ムガル帝国支配の時代 (1665年～1760年)

1665年11月ムガル帝国のベンガル太守は、ポルトガル人に商売の機会と土地を与えることを条件に、アラカン王国との戦争に参戦させた。この同盟軍はベンガル湾のシオンディップ島を占領し、1665年12月にはチッ

(4) マルマ族はミャンマーのアラカン地域に住む仏教徒。

タゴン港を襲い、翌年この地域はムガル帝国の支配下に落ちた。その後アラカン王国は二度とこの地域を取り戻すことはできなかった (Khan 1999: 27-28)。1711年にはチュンダン・カーン (Chundan Khan) がムガル時代の最初のチャクマの王となり、それをアラカン王国も認めたという (Talukder 2006: 42)。

この頃アラカン王国から、ムガル帝国の支配下に移っていく中で、チャクマたちはチッタゴン丘陵周辺で王国を確立していった。王や貴族の名前にも Khan といったイスラム系の名前を使っていたことから、ベンガル人との交流も盛んだったと思われる。この地域のモンゴロイド系の人々の使用言語はチベット・ビルマ語系にもかかわらず、チャクマがインド・アリア系言語を話す理由の一つとして、この時期のムガル帝国との密接な交流関係があったのではないかと推測される。

4. 東インド会社、イギリス領インド帝国時代 (1760年～1947年)

1757年、ベンガル太守とフランス東インド会社の同盟軍と、イギリス東インド会社の戦争となった「プラッシーの戦い」でイギリス東インド会社は勝利し、以後、東インド会社は、ベンガル地方の統治者となっていった。

東インド会社は1760年にベンガル太守のナワブ・ミル・カシム (Nawab Mir Kasim) と協定を結び、チッタゴンと丘陵地域の統治権も取得した。この地域の伝統的なヘッドマン (Headman) のシステムを活かし、綿の徴税と統治の権限も拡大された。税は直接取り立てをせず、第三者に下請けに出させる間接統治だった (Government of Bangladesh 1971: 28)。

1777年にチャクマ王は東インド会社への納税を拒否し、戦争に発展した時期もあったが、10年におよぶ騒乱ののち、1787年にカルカッタで和平協定が結ばれ、綿による納税を続けた (Mizoram Chakma Development Forum 2010: 15)。1763年、東インド会社の代表であったヘンリー・ヴァーレスト (Henry Verlest) は、フェニ川からサング川そしてナジンプール・ロード (現在の Dhaka Chittagong Road) からクキ王 (現在のインド、ミゾラム地域) までのチャクマ王の統治権を認めた (Mizoram Chakma Development Forum 2010: 13)。

チャクマらと東インド会社との関係はその後良好に進んだ。1857年のインド大反乱（セポイの乱）を契機に、イギリス政府は東インド会社を解散させ、インド統治法を成立させ、政府の直接統治を始め、同時にムガル帝国は消滅した。そして1860年の新しい統治法では、チッタゴン丘陵を3つの部族⁽⁵⁾に徴税と統治を任せ、その一つにチャクマが選ばれることになる。チャクマは一番の穀倉地帯であるランガマティ地域の統治責任者としてこの地域の主導的な地位を確立する。

人口増加にともない、チャクマがルサイ丘陵（現在のミゾラム州）に最初に移住し始めるのは、1885年～1905年だったと言われている（Lianchhinga 1996: 38-41）。その数も200人程度だったが、バングラデシュ独立の1971年には2万人を超えていたようだ（Nandy 2012: 379）。その後、徐々に移住が進むに合わせて、政治動乱などにより数が増えて、現在は9万人に近くまで増加し、1972年にはチャクマ自治県協議会を成立するに至る。

表2 ミゾラム地域のチャクマ人口の推移

1901年	1911年	1921年	1931年	1941年	1951年	1961年	1971年
198	306	608	836	5088	11,435	19,377	23,236

出典：Nandy (2012) Pocial Development of the Chakmas in Chittagong Hill Tracts Led to Creation of Identity in Mizoram より

19世紀後半頃から、インド・アール系系のベンガル人がチッタゴン地域の平野部に移住するようになり、チッタゴン丘陵にもベンガル人の季節労働者や商人の出入りが増え、勝手に移住するケースも増えてきていた。そのためイギリス政府はベンガル人の勢力をけん制するため、1900年にチッタゴン丘陵制令⁽⁶⁾を発効し、この地域を3つの県に昇格させ、チャクマを含む3つの部族の王の徴税や統治権を明確にし、ベンガル人の居住や土地の売買などを禁止した。これは当時のイギリスが分割統治方針を反映

(5) 現在のカグラチャリ県をマルマ、ランガマティ県をチャクマ、バンドルバン県をボモン（Bohmon）の首長にそれぞれ徴税と統治を任せた。

(6) 英語で“Chittagong Hill Tracts Regulation 1900”で、これまでの様々な政令をまとめ、よりジュマの人々の権限を強化したもので、「チッタゴン丘陵マニュアル」と現地では呼ばれている。

したもののだが、この1900年チッタゴン丘陵制令が、その後もチャクマを含むジュマの人々の自治意識の原型となっていた。

1935年に新たに成立したインド憲法でも同様にチッタゴン丘陵の法的地位が維持されていた。

5. インド独立とパキスタン独立がチャクマにもたらしたもの

1947年8月にインドとパキスタンは別々にイギリスからの独立を果たす。パキスタンはイスラム教徒が集住する東と西に分かれ独立を果たした。

インド側はイギリス統治下の部族保護政策を引き継ぎ、北東インドの中のアッサム州、メガラヤ州、トリプラ州、ミゾラム州に部族が居住する場合、自治地域とすることができる憲法第6付則を1949年に決める。

チッタゴン丘陵の人々はインドへの編入を希望し、現地リーダーは独立前にネルーとも交渉したが、最終的に東パキスタンに編入されることになる。それは、東パキスタンが、経済的に重貨物を扱うチッタゴン港を強く求め、その後背地となるチッタゴン丘陵も加えて要求していたからで、またパンジャブ地方の分割の交渉の際に、チッタゴン丘陵が駆け引きの一つとして使われたという。

東パキスタン独立日に、これを望まない一部のリーダーたちがチッタゴン丘陵ランガマティ市でインドの旗を挙げたこともあり、東パキスタン政府は当初からこの地域の人々により印象を持っていなかった。独立後はしばらく1935年のインド統治法をそのまま適用していたものの、1962年には新たな憲法を制定し、チッタゴン丘陵は単に「部族地域」という名称が与えられたのみで、自治を認める法律は検討されず、1900年チッタゴン丘陵制令は実質的に廃止された状態となった。

さらに1957年から、アメリカの援助でランガマティ市周辺を水没させ、発電を目的としたカプタイダム建設が始まり、10万人近い人々が立ち退かざるを得ない状況が発生した。代替地を与えられたのは4万人程度で、残りの6万人の多くはインド、アルナチャル・プラデシュ州、一部はミゾラム州、トリプラ州に避難、定住化したが、避難者のほとんどがチャクマと言われている。

Ⅲ. バングラデシュ、インドのそれぞれの民族自治制度の成立

1. バングラデシュのチッタゴン丘陵の丘陵県協議会制度の成立

西パキスタンと東パキスタンの関係は、西パキスタンが東を政治的に抑圧的、差別的に扱い、1960年代後半になると、軍事独裁への批判などから反政府運動が東パキスタン内で高まった。さらに、1970年12月から1971年1月に実施されたパキスタン初の普通選挙でムジブル・ラーマン率いるアワミ連盟が地滑りの圧勝を取めたが、これを西パキスタン側が認めなかったため、ムジブル・ラーマンは1971年3月26日にバングラデシュの独立を宣言し、東パキスタンは内戦状態に陥った。西パキスタン軍は東パキスタンの武装独立派に対して徹底した武力鎮圧で対抗し、大量虐殺を各地で繰り返し、死者は9か月で300万人に達した。インド側に大量の難民が出たため、インド軍が武力介入し、やがて西パキスタン軍が劣勢となり、1971年12月16日に西パキスタン軍は撤退し、バングラデシュは独立を果たした。

これまでの東パキスタン時代のエスニック・マイノリティ軽視の体制が変わるのではないかと希望をもったチッタゴン丘陵のリーダーたち22名は、アワミ連盟の党首ムジブル・ラーマン大統領と対面し、1900年チッタゴン丘陵制令の頃の自治を復活することを要望するが、「ベンガル人になれ」と突き返される。これに失望したチッタゴン丘陵のリーダーたちは、チャクマを中心に、政治組織であるチッタゴン丘陵人民連帯協会 (Parbattya Chattagraram Jana Samhati Samiti 以下 PCJSS) を1972年に設立し、片方で秘密裏に平和部隊 (現地語でシャンティ・バヒニ) を組織し、戦闘に備えた。この頃のチッタゴン丘陵は、11のモンゴロイド系部族が居住し、人口はおよそ50万人近くだった。中心的な抵抗勢力は人口が一番多いチャクマで、それに、トリプラ、マルマらが加わる形で形成されていった。

ムジブル・ラーマン大統領が1975年に暗殺され、軍人のジアウル・ラーマンが大統領に選任される。

1977年に平和部隊は恐喝、誘拐などの手段で戦闘態勢に入り、治安部隊や一般ベンガル人を対象にゲリラ戦を地域内で散発的に展開した。これ

に対してジアウル・ラーマン大統領は国軍を送り込んで強硬に対抗し、さらに平野部から貧しい農民を、土地の提供、一時支援金、物資の提供などを約束して送り込む入植政策を開始した。これは1979年～1983年頃まで秘密裏に展開され、その数は40万人近くになったと言われている。平和部隊を拿捕するために、国軍や国境警備隊が強硬な搜索活動を行ったため、10回以上の大きな虐殺事件が発生し、不当逮捕、拷問、レイプ事件などが日常的に発生した。

ジアウル・ラーマン大統領が1981年に暗殺される。様々な憶測が流れるなかで軍人出身のフセイン・モハマッド・エルシャド(以下エルシャド)が1983年に大統領に就任する。就任直後、彼はチッタゴン丘陵の問題解決への意欲を示し、ベンガル人の入植支援を停止し、チッタゴン丘陵1900年制令を前提とした法律の制定を公言した。就任時までに平和部隊と治安部隊との抗争はエスカレートしていたため、約6万～7万のジュマ難民がインドのミゾラム州に逃れたと言われていた。また、1986年4月には、平和部隊による国軍施設等への攻撃があり、国軍の報復行為がエスカレートし、住民約5万6千人がインドのトリプラ州に逃げ難民化した。1988年7月に平和部隊の攻撃で233人のベンガル入植者が殺害され、エルシャド大統領は、ベンガル人入植者の安全確保のために軍の小隊が駐在するクラスタービレッジを作らざるをえなかった(CHA International Commission 1991: 18-19)。

紛争状態がエスカレートする中でも、エルシャド大統領は1985年に和平交渉の打診を始め、1987年8月に和平交渉の委員会が作られ、12月には最初の交渉会議が開催され、その後計6回の会議がもたれる。第1回目の会議で、PCJSSが掲げた5つの要求は以下の通りである。

- ① ベンガル人入植者をチッタゴン丘陵から立ち退かせる
- ② 治安部隊とベンガル人警察官の撤退
- ③ チッタゴン丘陵1900年制令の復活と、その必要性を憲法に加えること
- ④ チッタゴン丘陵の自治と丘陵の人々の自決権の承認
- ⑤ チッタゴン丘陵に国連平和維持軍の配置と国連機関の支援

PCJSS の出したベンガル人入植者と治安部隊の立ち退き、憲法上での認知などの要求は政府にとってハードルが高すぎるのは明らかだった。交渉時にはインド、ミゾラム州のチャクマ自治県協議会などが例としてよく議論され、政府はこれに類似する、丘陵県協議会の案を提示するようになった。チッタゴン丘陵の交渉グループの地域のジュマ・リーダーたちは協議会案を受け入れ、その他の要求をあきらめるように PCJSS や平和部隊のリーダーを説得していた。1988年10月には3つの丘陵県協議会の案が政府から最終提示され、地域リーダーたちの同意を理由にエルシャド大統領は11月にこの案を公表した。これに対して PCJSS は政府案に同意した地域リーダーを厳しく攻撃する文章を公表した。そのため12月に急遽、政府と PCJSS、平和部隊との会議がインド側で開催され、PCJSS 側は「3つの丘陵県協議会でなく、ひとつの地域協議会」の案を提案する。政府は検討する意を伝え、7回目の会議が約束されたが、これは実施されなかった。

政府は PCJSS、平和部隊以外の交渉メンバーと合意し、3つの県に協議会をつくることを決定した。この法案は国会で審議され、1989年2月25日に成立し、1989年3月6日にランガマティ、カグラチャリ、バンドルバン丘陵県協議会が設立された。投票者リストの中に多数、ベンガル人入植者の名前があったため、PCJSS と平和部隊は選挙のボイコットを呼びかけた。選挙に行かないと政府から逮捕されるという噂が流れ、1万5千人の人々が選挙前にインド側に逃れたと言う。こうした環境の中、1989年6月25日には選挙が実施され、政府は一方的に6割の投票率と発表し、強引に県協議会を成立させ、ふたたび平和部隊は地下に潜り抵抗戦を続けることになった (CHT International Commission 1991: 22-32)。

1991年にはエルシャド政権が退陣し、バングラデシュ国民党政権に移行する。この時期にも PCJSS、平和部隊との和平交渉が続けられたが成功していない。そして1996年にアワミ連盟が政権に返り咲き、再度和平交渉が再開され、1997年12月2日に、PCJSS と政府の間で和平協定が締結された。和平協定に描かれた自治システムは、すでに成立している3つの丘陵県協議会の上に、これらを調整する機関として地域協議会を併設する案となっている。これは後程詳しく説明する。

2. インド、ミゾラム州のチャクマ自治県協議会の成立

インドでは自治県協議会が12か所存在するが、北東インドに10か所と集中している。こうした自治制度が確立していく法的根拠に、憲法第6付則の存在がある。

憲法第6付則は、1935年のインド憲法にあった、部族人口が9割を占める隔離地域（Excluded Area）と準隔離地域（Partially-Excluded Area）を想定してつくられたものである。

インド独立前、イギリスの提案を受けて「基本権、少数派、部族および隔離地域に関する諮問委員会」の中の「北東辺境部族および隔離地域小委員会」（ボルドロイ小委員会）が1947年に設置され、委員長にアッサム州の首相ボルドロイが就任した。諮問委員会に提出された提案内容は、県協議会または地域協議会を設置し、土地の所有と利用に関する立法権や焼畑農業の廃止、習慣法の継続や軽度の刑事犯罪の司法、小学校、保健所などの運営や管轄、徴税権、金貨業の規制、鉱物資源の管理をさせるべきとしている。

これらの報告を受けて、1949年制憲議会で議論が行われ、最終的に部族地域の利益を保護する方向でこの第6付則が作成された。結果、1950年施行のインド憲法では第10編「指定地域および部族地域」第244条2項、第12編275条1項でこれらが明記され、第6付則には自治県協議会の詳細な内容が明記されている。

自治県協議会は指定部族が居住している地域を分割して知事が公示により自治地域とすることができ、また自治県内に異なった指定部族が居住している場合は、さらにこれを分割し、自治地域とすることができる。自治県の設置は中央政府が行う場合と州政府が行うものがある。

それではどのようにミゾラム州にチャクマ自治県が成立していったのだろうか。

先ほども表1で見たように、1895年頃から徐々にチッタゴン丘陵からチャクマらに移り住むようになった。そしてインド独立を迎える頃にはチャクマは5000人を超える数になっていった。

ミゾラム地域は1895年にイギリスの正式な統治区となり、1898年4月には北ルサイ丘陵と南ルサイ丘陵を併合して、ルサイ丘陵県に格上げされ

る。そして、インド独立までは、ここは隔離地域とされていたが、インド独立後はアッサム州の連邦直轄領になった。インド独立の機運を受けて、1946年4月にミゾラムの独立自治を求める政党「ミゾ連合」が設立された。片方で、憲法で保障された自治県協議会の制度を目指す動きもあり、独立と自治県協議会設置の両方の案が当時は存在していた。

初期の自治を求める動きは、広域で1つの自治地域協議会を想定したものだったが、中には、部族ごとに異なる自治県協議会を望む動きもあった。チャクマの人々も部族ごとの自治県協議会を求め、1952年にチャクマのリーダーであるクリスト・モハン・チャクマ (Krist Mohan Chakma)、グラ・ナイトイ・チャクマ (Gura Naitai Chakma) はアッサムの首相にチャクマ独自の自治県協議会の要求をメガラヤ州シロン市で面談している。モハンはその後も3回にわたって、こうした交渉団を組織してきた。ミゾラムのラケール (Laker) の人々も、人口数の多いライ (Lai) の政治圧力を嫌って、独自の自治県協議会を望む動きがあった (Doungel 2013: 7)。

しかし、結果は広域自治のパウイ・ラケール地域協議会を設立することが1951年に決められ、選挙後、パウイ・ラケール地域協議会が1953年4月23日に正式に開始された。これによって、これまでの統治システムであったミゾ県協議会は廃止されることになった。

しかし、1959年に深刻な飢饉が発生し、政府の初動支援対応が悪く不満をもった人々がミゾ国民飢饉戦線 (MNFF) を立ち上げ、飢饉対策に独自にあたった。1961年にはこのグループがミゾ国民戦線 (MFN) という政党として再結成され、独立をめざす機運が高まり、1966年3月にはミゾラムの独立を宣言しインド治安部隊への攻撃を始めた。こうして地域内では、自治権を求めインドに留まるグループと、完全独立を求めるグループの対立が鮮明になっていった。

しかし、広域型の自治地域協議会は、人々の言語や文化の違いが大きく、うまく機能しないことが多く、3つの自治県協議会の要求がたかまっていった。これらの解決を図る方法として、インド政府は1972年1月に、ミゾラムを連邦直轄領とし、さらに4月にはパウイ・ラケール地域協議会を廃止し、ライ自治県協議会、マラ自治県協議会、チャクマ自治県協議会

とすることを決定し、選挙も実施された⁽⁷⁾。この時期に自治県協議会を設立させた背後には、バングラデシュの独立にともない国境付近の安定を確保するインドの狙いがあったと思われる。

その後もインド政府と独立派との間で、憲法の範囲内で和解策を探る議論が続けられ、1986年にミゾラム協定を結び、1987年にはここはアッサム州から切り離され、連邦直轄領ではなく、独立した州として認められた (Doungel 2013: 7-9)。

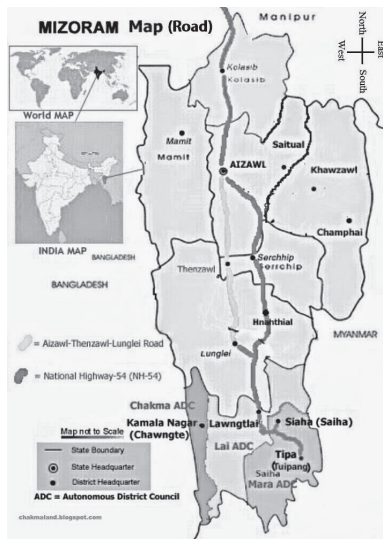


図2 ミゾラム州の3つの自治県

IV 双方の自治システムの比較

IIIでみたように、この2つの地域は、似通った環境に置かれつつも、ミゾラム州の方が先行して自治システムの獲得が進み、チッタゴン丘陵はそれを後追いするような結果となり、チッタゴン丘陵の人々もこのミゾラム州の事例を参考にしつつ、自治システムを追求していったように思われる。これらの2つの民族自治制度を比較し、どのような違いがあるのか、重要と思われる点を検証してみたい。

表3、表4から、チッタゴン丘陵地域協議会および丘陵県協議会（以下、2つを合わせて「チッタゴン丘陵の協議会」とする）とチャクマ自治県協議会の自治システムの構造を整理してみた。以下、重要な事項だけを要約してみたい。

(7) パウィ (Pawi)、ラケール (Lakher) は他の部族からつけられた名称だったため、本来の呼び名であるライ (Lai)、マラ (Mara) を協議会名として変更した。

〈全体構造〉

集住する部族の自治権を一定の範囲内で認めているもので、チッタゴン丘陵の協議会の場合は、3つの丘陵県協議会の上に全体を調整する地域協議会を設置している。チャクマ自治県協議会の場合は、以前はこの地域全体を1つの地域協議会で自治を進めるものだったが、3つの主流部族の判断で、その後3つの自治県協議会に分けられ、このときにチャクマ自治県協議会が発足した。

〈設置主体〉

設立主体は、チッタゴン丘陵の協議会の場合はバングラデシュ政府、インドの場合は州知事となっている。インドの州知事は大統領が任命することになっており、任期は5年で、第一線を退いた元政治指導者や元官僚、退役軍人、著名な教育者などが任命されることが多い。

〈憲法との接続〉

バングラデシュの憲法では、第23A条で「部族や少数民族の文化の保護と促進」を謳った箇所があるが、部族の自治を規定したものはない。そのため、「チッタゴン丘陵県協議会法」が1989年に「チッタゴン丘陵地域協議会法」が1998年に国会で承認されている。インドの場合は、憲法の第10編「指定地域および部族地域」第244条2項、第12編275条1項で自治システムを与えることができると明記されている。自治県協議会の詳細な権限と業務範囲については第6付則に明記されている。

〈投票者、被選挙者〉

チッタゴン丘陵の協議会の場合は、11の部族と非部族に被選挙権を持たせ、その議席配分を決めている。この非部族はベンガル人を意味し、入植政策以前にここに居住していた住民を指す。ベンガル人入植者は投票者リストからも被選挙者候補からも外すことがPCJSSの強い要望だったからである。チャクマ自治県協議会の場合は、その地域に居住する指定部族としている。

〈議員執行委員会〉

チャクマ自治県協議会は、与党5名の議員で構成される執行委員会が、議会の提案や業務の遂行を進め、業務の決定や遂行のスピードが出せる構造になっている。しかし、片方で委員会が集権的になる可能性もある。

〈村レベルの自治〉

チャクマ自治県協議会の場合、村レベルの自治システムについては明記されていない。植民地時代に発展したカルバリ（村長）、カルバリを束ねるヘッドマンの制度があるが、法的に明確に規定されていない。

チャクマ自治県協議会の場合、村協議会の規定があり、県レベルの具体的な活動を実施する連携体制がつくられており、業務実施上の連携が明確になっている。

〈立法権〉

チャクマ自治県協議会の場合業務上の規制（Regulation）をつくることできるとされているが、その範囲は業務にかかわることに限られている。チャクマ自治県協議会の場合、決められた業務範囲の中で法令制定権（Law）があり、限定的な立法権である。このRegulationとLawの権限の違いは明確にわからないが、業務遂行上の規則を意味しており、内容等はある程度近いものと想定される。

〈徴税の範囲〉

チャクマ自治県協議会の場合もインドの場合も、徴税の範囲は似通っているものの、チャクマ自治県協議会の場合は詳細かつ網羅的に書かれている。

〈司法権〉

チャクマ自治県協議会の場合、部族間の社会的、文化的な争いに関して調停することができるとなっているが、チャクマ自治県協議会の場合、州知事の権限において法廷を開く権限を付与できるとしている。与えられればだが、司法上の権限はインドの方がかなり大きいと言える。

〈政府からの介入について〉

チッタゴン丘陵の協議会の場合は、丘陵県協議会法の第50条(2)に「国民に有害な活動」とされる場合に、説明責任を求め、相談または支持を与えるとしている。チャクマ自治県協議会の場合は、州知事に大きな監督義務と権限が与えられており、特に①業務執行状況の調査委員会の設置、②4名の議員の指名、③治安を侵害する恐れがある時の決議の無効化、④協議会の解散など、非常に大きな介入の権限を有している。

以上から考えると、チッタゴン丘陵の協議会と、チャクマ自治県協議会の民族自治システムの内容は類似性が高いものの、チャクマ自治県協議会は司法権を広範囲に展開できる可能性をもち、村協議会のシステムがあり住民の自治への参加をより可能とし、実際に行政業務の執行能力を高く維持できる可能性がある。片方で、州知事の強い介入権があり、協議会の監督、監視が可能となっている。この点では、州知事のコントロールと協議会の関係がどのように発生し、自治機能が健全に保たれているのか、検証していくことが必要だ。また憲法で詳細に規定されているため、統治者の恣意的なバイアスがこの制度にかかりにくくしている。

チッタゴン丘陵の協議会の場合は、県協議会と地域協議会の2層構造となっており、特に地域協議会の役割が3つの県の「調整」だけに限られており、決済スピードが遅くなると思われる。この機能は、1989年に決定プロセスから外されていったPCJSSのこだわりが反映されている印象が強い。また、明確な村レベルの自治システムが明記されておらず、税の徴収や様々な制度の実施に関して、中央集権的になる可能性がある。また憲法で明記されていないため、憲法とこれらの関連法の矛盾する箇所が指摘されており、2010年、バングラデシュ高等裁判所は判決で、チッタゴン丘陵地域評議会を違憲であると宣言しており、PCJSSが最高裁判所へ上告したものの、2018年に同じ判決をだしている。これらを覆すためには、憲法の中で自治制度の地位を明確に記載する必要がある。

V 民族自治区は機能するのか？

1. 民族自治区のあり方とは

今回は二つの国にまたがるチャクマの人々の民族自治制度の成立とその法的機能を検証したのだが、これはあくまでも法の上の合意点の検証であって、これが正常に機能しているのか、民族対立のリスクを減らしているのか、住民の生活は向上しているのか、平野部の地方自治制度との格差や差別はないのか、実際の検証とは全く異なるものだ。

例えば、1989年にチッタゴン丘陵の丘陵県協議会が成立した時、投票者リストに、本来投票の資格を持たないベンガル人入植者が混じっていたため、PCJSS はボイコットを呼びかけ、政府は銃で威嚇して住民に無理やり投票させた。その後、投票リストの正統性をめぐって攻防が続き、結局選挙は一度も実施されず、丘陵県協議会の議員のポストはその時々との与党が自分たちの政党に属する部族出身の議員を任命することが続いている。チッタゴン丘陵地域協議会が設立された1998年も選挙が実施されるのではと予想されたが、やはり投票者リストに大量にベンガル人入植者が入り込んでいたため、選挙は実施されなかった。そのため、地域評議会の議員も、政府が暫定的に任命し、今に至っている。実際に一度もまともな選挙は実施されていないことになる。

さらに丘陵県協議会、地域協議会への権限移譲が遅々として進まず、PCJSS は、「政府は和平協定の72項目のうち、48が実施され、15が部分的に実施され、9が進行中としている。しかし、PCJSS の確認では、72項目のうち、24が実施され、34は全く手つかずで、15が部分的に実施されている」(PCJSS 2019: 3) と、双方の受け止め方に大きなギャップがある。それ以外にも、問題を複雑にしているのは、チッタゴン丘陵では、平野部の地方自治システムである、ウボジラ議会(郡議会)、ユニオン議会(村議会)が併用されており、二つのシステムが同時に進行しており、チッタゴン丘陵の地域協議会・県協議会は、実質骨抜き状態にされている。

1997年のチッタゴン丘陵の和平協定は、アワミ連盟のハシナ首相の個人的な功名心によって独断的に進められた印象が拭えず、多様なステークホルダーの調整は十分されず、日々その意義が腐蝕されていく状態に置か

れている。

チャクマ自治県協議会についてはどうなのだろうか。

インド政府助言パネルが発行した『助言パネル：地方分権化と権限委譲、パンチャヤット制度強化』（2001）には、多くの聞き取りとフィールドでの調査を経て、インドの憲法第6付則地域の評価と提言がまとめられている。その中で特にミゾラム州のものを整理すると以下ようになる。

- ・この地域の指定部族でないものは投票権がなく、政治に参加できていない。
- ・部族社会に関係の薄い州政府や議員による管理が十分されていない。
- ・道路や金融組織、郵便、病院などの設備が十分でないチャクマ自治県協議会では、適切な管理運営が難しい。
- ・村委員会の強化が必要で、村委員会は100世帯以上の単位にすべきで、人口も1000人以上であるべき。
- ・3つの部族以外のパイテス (Paites)、フマース (Hmars)、ブルス (Brus) などが独自の自治県協議会の設立を希望しており、残った部族の政治参加を至急検討すべき

としている。

アクションエイド・インドは、『北東インド第6付則地域の自治協議会の促進』（2016）という調査報告書の中では、中国、ミャンマー、バングラデシュの国境に接する、多様な民族が居住するこの地域に、自治県協議会を設置することで、安定した文化と自治が維持できていることを評価している。しかし、多様な部族が複雑に居住する北東インド地域に、特定の部族に政治的自治を与えることで他の部族の不満を高める可能性があること、また州政府の予算が不足しがちなこと、村協議会などの実行能力を高める必要性などを指摘している。

また、この制度をフィールドで実施する能力、資金の適正な使用、協議会の公式な規範を管理する能力の欠如や、州政府と自治県協議会の政党が異なる場合には反目し合う、また同じ政党だった場合は従順といった政党政治の影響を指摘するものもある (Doungel 2013: 7-9)。

今回は新型コロナの影響もあり、現場の検証ができなかったが、今後は

現場でのヒヤリングや観察などを通して、この制度の効果や意味を考えていきたい。

最後に

バングラデシュとインドのチャクマの人々の民族自治制度の比較から考えると、民族自治制度があることで不必要な紛争を予防・回避する意義が大きかったことは感じられる。バングラデシュでは人口2%にも満たないエスニック・マイノリティが、独自の自治を望み武力抵抗まですることをマジョリティのベンガル人たちは想像できなかった。独立時に高まったベンガル人のナショナル・アイデンティティはそのまま優越意識に変わり、彼らを武力で弾圧を続けていった。大きな犠牲の末、チッタゴン丘陵の協議会が生まれたものの、機能しているとはいいがたい。自治制度の付与で一時的な紛争を避ける効果は持っても、実際にその機能を発揮させることはたやすいことではないとよくわかる。

片方でインドは、多様な民族の共存がインド統治の背骨であることを深く自覚していたため、それが憲法の第6付則を生み出す土壌となった。法律をつくってもそれを恣意的に実施しない（できない）バングラデシュと違い、課題がありながらも自治システムを実行していく意思がインドの場合は感じられる。しかし、その制度の運営の健全性や参加できない部族との乖離など、改善が必要な箇所がまだ目立つ。

今回の二つの地域の民族自治制度は、憲法での保障、法的デザイン以上に、実行する政府の意思がいかに大きいかを考えさせられるケースであり、この二つの民族自治制度はそうした環境下においてだけ意味を持ちつづけるという脆弱性を内包している。

表3 チッタゴン丘陵地域協議会・丘陵県協議会と
チャクマ自治県協議会の比較

	チッタゴン丘陵地域協議会法、丘陵県協議会法	ミゾラム州チャクマ自治県法
成立年	丘陵県協議会は1989年、地域協議会 は1998年	1972年
全体構造	カグラチャリ県、ランガマティ県、バ ンダルバン県の3つの自治県それぞれ に県協議会が置かれている。その3つ を調整する上部構造として地域協議会 がある。	ミゾラム州には、マラ自治県、ライ 自治県、チャクマ自治県の3つ に協議会が置かれている。これら は州政府がそれぞれ管理、調整し ている。
憲法との 関係	憲法第23A条で「国が部族、少数民族、 人種の分派及びコミュニティの独自の 地域的文化的並びに伝統を保護し、促進 するための手段をとらなければならない」 としているが、自治に関する条項 はない。	第10編「指定地域および部族地 域」第244条2項、第12編275条 1項でこれらが明記されている。 そして自治県の詳細な内容につい ては第6付則に明記されている。
設置主体	バングラデシュ政府	州知事
議員構成 人数と選 出枠	県協議会：議長1名（部族議員）、部 族議員14名、非部族議員8名、3名 の女性議員（2名が部族出身、1名が 非部族）計26名 チッタゴン丘陵地域協議会：議長1 名、部族男性12名、部族女子2名、 非部族男子6名、非部族女子1名 計 21名	24名、そのうち4名は州知事の 指名。第6付則では30名を超え ないこととしている。
任期	5年	5年
議員執行 委員会	ないが、必要に応じて助言できる委員 会を設置できる。	与党5名の議員で構成し、議会へ の提案や事業推進と調整を行う。
投票者・ 被選挙者	投票者の条件は、①バングラデシュ国 籍を持ち、②18歳以上で、③どの裁 判所からも精神的障害者であると宣告 されておらず、④丘陵地域に永住して いる者。 ただし、地域協議会の投票は、3つの 丘陵県協議会の議員によって行われ る。	投票者の条件は、①指定部族でイン ド市民、②チャクマ自治県に住 んでいる市民、③18歳以上、④ 精神的障害者であると裁判所に宣 告されていない、⑤選挙や議会で 不正行為をしていない、 議員の資格として①インド市民で あること、②25歳以上、③指定 部族で永住する人
立法権	業務執行に必要な規約を作ることがで きるとしている。	立法の範囲：土地の配分、占有又 は利用、区分（保存林を除く） (1) 森林の管理（保存林を除く） (2) 農業のための運河、用水路の 利用 (3) 焼畑などの規制 (4) 警察、公衆衛生に関わる事項 (5) 長老の任命と継承 (6) 財産の相続 (7) 婚姻及び離婚 (8) 社会習慣

エスニック・マイノリティと民族自治制度

執行業務	執行业務の範囲（表4を参照）	執行业務の範囲（表4を参照）
	徴税範囲：①譲渡税、②広告税、③道路・フェリーの通行料、④公共福祉活動負担料、⑤学校の授業料、⑥公共福祉活動からの徴収金、⑦特別なサービスへの料金、⑧非工業品の登録料、⑨消費税、⑩土地と建物への税、⑪家畜販売税、⑫社会正義からの料金、⑬公的産業・私的産業の課税、⑭森林資源の使用料、⑮映画館、劇場、サーカスへの追加税、⑯鉱物資源のリースまたは使用料、⑰交易・商業への課税、⑱宝くじへの課税、⑲釣りへの課税、⑳その他協議会の決めた課税	徴税範囲：①専門職、取引、職業及び雇用に関する税、②動物、車両及び船舶に関する税、③物品入市税、船舶による旅客又は物品の運搬税、④学校、診療所又は道路の管理に関する税、⑤娯楽及び遊興税
司法権	部族内の社会的、文化的な問題について、習慣法に基づき調整することができる。	司法の権限：指定部族間の訴訟で知事が権限を付与した場合に法廷を開催し、審理することができる。
金貸業	部族以外の金貸業、商取引の規制制定権：なし	部族以外の金貸業、商取引の規制制定権：あり
アルコール	アルコール消費の許可：記載なし	アルコール消費の許可：アルコールを禁止・制限する州の法令を適用しない。
村単位の自治システム	村単位のシステムは明記されていない。	村協会をつくり、村の大小に応じて3名から6名の議員、事務局員を置き、一定の権限を与えている。主な業務範囲は、道路の補修、公衆衛生、池や船付場の管理、埋葬管理、伝染病予防、排水管理、出生・死亡届の管理など村レベルの業務を行なっている。現在チャクマ自治県には、73の村協会がある。
政府からの介入範囲	政府が以下の点で介入可能：政府は議会の活動の能率化のために助言や規制指令を与えることができる。また、議員や協議会が職務を遂行できず、権力の乱用が認められたとき、交代を命じることができる。	州知事が主に以下の点で介入可能 ①行政の執行状況の調査委員会の設置 ②4名の議員の指名 ③治安や侵害する恐れがある時の決議の無効化 ④協議会の解散
その他	丘陵県警察の警部補以下の職員の任命	

表 4 執行業務の範囲

<p>バングラデシュ、チッタゴン丘陵地域協議会・丘陵県協議会法</p>	<p>ミゾラム州チャクマ自治県法</p>
<p>教育：初等学校、図書館、奨学金、教員研修、成人教育、学校給食、教科書の配布、職業訓練、中等学校などの設立、管理運営 農業：農業開発、森林管理、農業技術の普及、農地測定、堤防と水管理 家畜：家畜の促進、獣医病院の設立、牛舎の建設と衛生管理、牧草地の管理、鶏の病気の予防、牧畜の管理運営、鶏舎の管理運営 漁業：漁協促進と養魚場の設立と管理 協同組合の設立と促進 交易と商業：家内工業の促進、地場産業の育成、市場の管理運営、物資の調達と販売、地域産業労働者の研修、地域販売所の設立と運営 社会福祉：貧困者、孤児、未亡人などの福祉施設の設立と運営、貧困者の葬儀の調整、物乞い・売春・賭博・麻薬・少年非行などの予防、貧困者への法的支援、紛争の仲裁、貧困者への救済 文化：部族文化活動の促進、スポーツ促進、公衆ラジオの促進、博物館・美術館の設立と展示会の開催、公民館の設立と会議場の調整、自治や農村開発等の市民教育と出版促進、記念日や部族の行事、体操やスポーツの促進と試合の開催、歴史的箇所や名所の保存、情報センターの設立と運営 ハイウェイ・暗渠・橋の建設／渡船管理運営／公園、運動場、広場の管理／ホテル、ゲストハウスなどの設立と運営／開発事業の実施／通信設備の向上／上下水道の整備と道路の舗装／地域開発の計画準備／宗教や倫理、経済向上のための手段／部族習慣や伝統や社会正義／土地の管理／運河や川などの水管理と利用／環境保全／若者の健全育成／地域観光／地域行政の改善と信頼向上／地域産業へのライセンス発行／出生および死亡統計の保存／金貸行／焼畑農業／土地の売買、賃借などの事前承認。</p>	<p>初等学校、診療所、市場、家畜用溜池、渡船、養魚場、道路、陸上交通機関、水路の設置、以上の建設と管理。鉱物の試掘と製錬の権限あり。</p>

参考文献

浅野宜之

- (2010) 「1973年パキスタン憲法の改正と統治機構規定」『日本貿易振興機構アジア経済研究所情勢分析レポート No. 13』, pp. 37-53
- (2017) 「バングラデシュ憲法における『国家政策の基本原則』規定」ICD NEWS 第70号, pp. 5-16
- 井上恭子 (2009) 「憲法第 6 付則を通してみるインド北東地方——多民族地域における差別的保護政策の問題」『インド民主主義体制のゆくえ：挑戦と変容』日本貿易振興機構アジア経済研究所

- 自治体国際化協会 (2013) 『インドの地方自治【改訂版】』自治体国際化協会
ジュマ・ネット
- (2007) 『チッタゴン丘陵白書 バングラデシュ・チッタゴン丘陵地帯の先住民
族 紛争・人権・開発・土地問題 2003-2006』
- (2015) 『チッタゴン丘陵白書 バングラデシュ・チッタゴン丘陵地帯の先住民
族 紛争・人権・内紛・土地問題 2007-2013』
- 孝忠延夫・浅野宜之 (2018) 『インドの憲法 新版 「国民国家」の困難性と可
能性』関西大学出版部
- 西修 (2010) 「世界の憲法制度概要 (2)」『駒澤大学法学 9 卷 3 号』, pp. 274-
301

Action Aid India 2016 *Functioning of Autonomous Councils in Sixth Schedule Areas
of North Eastern States*

Advisory Panel on Decentralization and Devolution; Empowerment and
strengthening of Panchayati Raji Institutions 2001, *National Commission to Review
the Working of the Constitution*

Chakma, Sugata (2007) Chakma, *Cultural Survey of Bangladesh: Indigenous
Communities Vol. 5*, pp. 36-83

Doungel, Jangkhongam

(2013) An Indepth Analysis of the Political History of the Chakmas with Special
Reference to the Evolution of the Chakma Autonomous District Council, *The
paper of International Seminar on 'Polity, Society and Economy of the
Chakmas', organised by the Chakma Literary Academy, Kamalanagar
(Chawngte 'C'), Mizoram, 12th-13th December, 2013*

(2019) The Uniqueness of the erstwhile Pawi-Lakher Regional Council, *Research Gate*
(<https://www.researchgate.net>)

Government of Bangladesh (1971) *Bangladesh District Gazetteers Chittagong Hill
Tracts, Ishaq, Muhammad (eds.)*

Khan, Bdul. Mabud (1999) *The Maghs: A Buddhist Community in Bangladesh*, The
University Press Limited

Lianchinga, Fanai (1996) *The Chakmas and their Religious beliefs and Practices*,
Thesis for the Degree of Doctor of Philosophy

Mizoram Chakma Development Forum (2010) *The Chakma Voice: Vol. II, Issue Np*

4, Paritosh Chakma (eds.)

Nandy, Suparna (2012) Political Development of the Chakmas in Chittagong Hill Tracts Led To Creation of Identity in Mizoram, *IJCAES Special Issue on Basic, Applied & Social Sciences, Volume II, October 2012*

Parbatya Chattagram Jana Samhati Samiti (2019) *A Brief Report on Implementation of the CHT Accord Signed in 1997 between The Government of Bangladesh and the PCJSS*

The Chittagong Hill Tracts Commission (1991) *Life is not Ours-Land and Human Rights in the Chittagong Hill Tracts Bangladesh*, Organising Committee Chittagong Hill Tracts Campaign

Talukder, Supriya (2006) *The Chakma Race*, Tribal Cultural Institute Rangamati

オンライン文献

Bandarban Hill District Council <http://bhdc.gov.bd/> (2021年4月6日)

Chakma Autonomous District Council <https://www.cadc.gov.in/> (2021年4月5日)

Chittagong Hill Tracts Regional Council <https://chtrc.org.bd> (2021年4月15日)

Kagrachari Hill District Council <http://khdc.gov.bd/> (2021年4月7日)

Lai Autonomous District Council <https://ladc.mizoram.gov.in/> (2021年4月5日)

Mara Autonomous District Council <https://madc.mizoram.gov.in/> (2021年4月5日)

PCJSS <https://www.pcjss.org/> (2021年4月2日)

Rangamati Hill District Council <http://rhdcbd.org/en/> (2021年4月5日)

Summary

The Ethnic Autonomous Administrative Systems and The Ethnic Minorities

—The Case Study of Chittagong Hill Tracts in Bangladesh
and Mizoram State in India—

SHIMOSAWA Takashi

The thesis research the possibility and limitation of the ethnic autonomous administrative system in Asia. Two ethnic autonomous administrative systems, Chittagong Hill Tracts in Bangladesh and Mizoram state in India where Chakma people residing both sides, are carefully researched comparing establishing history and contents of the laws. The thesis concludes the ethnic autonomous administrative system have possibility to suppress the separatism of the ethnic minorities. But the implementation and transfer of authorities for effective execution have limitation and the trust between the governments and the ethnic minorities is very important for the smooth system development.